

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 38 号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成 14 年岩手県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員を派遣することができる公益法人等)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 1 項第 1 号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) 財団法人岩手産業文化センター</u></p> <p><u>(8) [略]</u></p> <p><u>(9) [略]</u></p> <p><u>(10) [略]</u></p> <p><u>(11) [略]</u></p> <p><u>(12) [略]</u></p> <p><u>(13) [略]</u></p> <p><u>(14) [略]</u></p> <p><u>(15) [略]</u></p> <p><u>(16) [略]</u></p> <p><u>(17) [略]</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第 2 条第 1 項第 3 号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p>4 [略]</p> <p>第 5 条 派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、条例第 2 条第 1 項の規定に基づく職員の派遣の期間を 100 分の 100 以下の換算率により換算して得た期間（以下「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日又はその日から 1 年以内の初任給等規則第 34 条に定める昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその者の職務に復帰した日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。</p>	<p>(職員を派遣することができる公益法人等)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 1 項第 1 号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p><u>(8) [略]</u></p> <p><u>(9) [略]</u></p> <p><u>(10) [略]</u></p> <p><u>(11) [略]</u></p> <p><u>(12) [略]</u></p> <p><u>(13) [略]</u></p> <p><u>(14) [略]</u></p> <p><u>(15) [略]</u></p> <p><u>(16) [略]</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第 2 条第 1 項第 3 号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 岩手県土地改良事業団体連合会</u></p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p>4 [略]</p> <p>第 5 条 派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、条例第 2 条第 1 項の規定に基づく職員の派遣の期間を 100 分の 100 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（初任給等規則第 32 条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

<p>2 前項の規定により給料月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。</p>	
<p>3 派遣職員が職務に復帰した場合における給料月額の調整等について、前2項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すと認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。</p>	<p>2 派遣職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すと認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号給を調整することができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。